

令和6年第5回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第23号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第6

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 7 ）

日程第7

議案第25号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 1 ）

日程第8

議案第25号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 87 ）

日程第9

議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 18 ）

日程第10

議案第28号令和5年度推進委員等の利用の最適化の点検・評価について

可決（ ）

日程第11

議案第29号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について

可決（ 3 ）

令和6年第5回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 5月28日（火曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 5月28日（火曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	下石	昭廣
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	中石	均
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 大脇 辰美、上西 幸一

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長	山田 正人
事務局 局長補佐	山内 和広
事務局 係 長	井上 香

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局（山田 正人）

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 6 年第 5 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の上西幸一さん、大脇辰美さんが会議に出席し、第 2 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 2 番委員の下石昭廣さんと 3 番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

報告第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 10 件 20 筆 17,480 m²、うち田が 17 筆 14,621 m²、畑が 3 筆 2,859 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 30 番から 5 頁 39 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第 4、報告第 9 号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

報告第9号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計7件12筆8,022㎡、うち田が10筆6,687㎡、畑が2筆1,335㎡でございます。詳細につきましては、総会資料7頁7番から8頁13番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第5、議案第23号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第23号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件1筆196㎡、畑が1筆196㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局（井上 香）

議案第23号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料10頁2番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号2番、受付年月日：令和6年5月10日、申請人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字藤尾〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：196㎡です。転用目的は追認による農業用倉庫敷地で始末書が提出されております。申請理由としては、申請人は農地法の許可が必要だと知らず農業用倉庫を建築しており、今回農地の一部を贈与するにあたり専門家より指摘を得て申請されたものです。申請地につきましては農地法施行規則第44条 第2号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（大脇 辰美）

受付番号2番5月24日に第2ブロック委員4名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地につきましては、追認による始末書を県知事宛及び三股町農業委員会会長宛に提出された議案です。平成15年ごろに農業用倉庫を建築して現在に至っています。先日専門家から農地の無断転用にあたることで早期に是正するように助言され4条申請が提出されたようです。

雨水は北側道路側溝へ放流します。以上のことから近隣地にも問題がないと思われます。あくまで始末書の処理が認められれば許可相当と判断いたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 23 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について受付番号 2 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 23 号農地法第 4 条の規定による許可申請の受付番号 2 番について承認することに決定いたしました。続きまして日程第 6、議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 7 件 12 筆 7, 722 m²、うち田が 6 筆 3, 787 m²、畑が 6 筆 3, 935 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局（井上 香）

議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 12 頁 19 番から 14 頁 25 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 19 番、受付年月日：令和 6 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇 他〇名、申請地：樺山字中原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：307 m²です。こちらは売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟、資金計画は借入となっております。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 19 番は 5 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は県営住宅に住んでおり、子供の成長とともに手狭になってきたため譲渡人との土地の購入がまとまったため、一般住宅を建設するものです。雨水については南側道路側溝へ接続、汚水については公共下水道へ接続するため特に問題なく、許

可相当と判断いたしました。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局（井上 香）

受付番号20番、受付年月日：令和6年5月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：五本松〇〇番〇、地目：田、面積：319 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅1棟となります。資金計画は借入となっています。こちらの農地は第二種中高層住居専用区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（上西 幸一）

受付番号20番は5月24日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は現在借家住まいであり、住宅環境に最適な場所であることから、申請地を購入し、一般個人住宅を建設するものです。土地を造成するにあたり、土砂の流出防止の為境界にはブロックを設置、汚水、生活排水については北側に設置してあります町の下水道に、また雨水等につきましては、北側、西側の側溝へ放流することになります。以上のことから特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局（井上 香）

受付番号21番、受付年月日：令和6年5月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇、地目：田、面積：267 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅1棟になります。資金計画は借入になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員 (小倉 休幸)

受付番号 21 番は 5 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

令和6年2月に農地法5条第6号で許可された土地の隣となります。区画整理完了地の中に一般個人住宅を建築するものです。雨水については北側道路側溝に汚水については、公共下水道へ接続となっています。以上のことから許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないので、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局（井上 香）

受付番号 22番、受付年月日：令和6年5月10日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字前山〇〇〇番〇他〇
筆、地目：畑、合計面積：1,807 m²です。こちらは売買による所有権設定で、転用
目的は追認による山林となっており、始末書が提出されております。資金計画は自
己資金になります。こちらの農地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生
産力の低い農地であり、第二種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上で
す。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員 (中石 均)

受付番号22番は5月24日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をしました。
場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は周囲が山林化していて作物被害も多く父親が畑を山林として使っていたようです。平成 22 年、相続後も引き続き山林として管理していました。今回売買の商談があり、登記地目が畑であることを知り農地転用許可申請をしました。

始末書が提出されています。譲受人は林業を営んでおり、周辺山林も所有していることから買い受けるものです。引き続き山林として使用するようです。周囲はすでに山林化しており、雨水は自然地下浸透しており、隣接している農地もないことから影響ないものと考えます。以上により立地基準、一般基準を満たすことから許可

されますが、不許可の例外規定である集落接続に該当することから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡 芳文）

受付番号24番は5月24日に第2ブロック委員2名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

転用目的は建売住宅 11 棟となります。申請人は総合建設業を営んでおりまして、都城、三股地区に建売住宅の建設をしていて事業を拡大しており、安定した事業を行っている会社です。営農についての支障ですが、周囲にブロック塀を設置し隣接地に被害がないようにするとのことです。生活用水は合併浄化槽を設置し、新設側溝から南側道路へ、雨水は敷地内溜桝を設置し、新設側溝から南側道路側溝へ放流します。以上のことから許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局（井上 香）

受付番号 25 番、受付年月日：令和 6 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字藤尾〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：496 m²となります。贈与による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらは現在雑種地として使用しているため始末書が提出されています。農地法施工規則第 44 条第 2 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（大脇 辰美）

受付番号25番は5月24日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をしました。場所は航空写真をご覧ください。

こちらの申請地は農地法 4 条第 2 号の農地に隣接しており、雑種地として使用しており、始末書が提出されております。申請人はこの土地を贈与で受けるものです。現在申請人は借家住まいで、申請地は実家の近くであり、住環境に適していること

から一般住宅を建設するものです。土地を造成するにあたり、ブロック塀を積み土砂流出防止をするものです。雨水は雨水桝を設置し、北側道路側溝へ放流し、汚水、生活排水は浄化槽、北側道路側溝へと放流計画となっており、以上のことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 19 番から 25 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 19 番から 25 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 25 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 25 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 15 頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回 1 名の推薦が上っております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者 1 名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 25 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 25 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認に

ついて提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 26 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 16 件 22 筆 17, 286 m²、うち田が 12 筆 9, 332 m²、畑が 10 筆 7, 954 m²でございます。利用権設定につきましては、合計 71 件 170 筆 136, 699 m²、うち田が 155 筆 123, 407 m²、畑が 15 筆 13, 292 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転に関する総会資料 17 頁 25 番から 20 頁 40 番まで、利用権設定に関する総会資料は 21 頁 106 番から 34 頁 176 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありますか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転及び利用権設定に関する総会資料、17 頁 25 番から 34 頁 176 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 27 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 27 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計 18 件 84 筆 67, 369 m²、うち田が 82 筆 65, 065 m²、畑が 2 筆 2, 304 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 37 頁 38 番から 41 頁 55 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はあ

りませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 27 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 37 頁 38 番から 41 頁 55 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 27 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。

議長（溝口 良信）

続きまして、日程第 10 議案第 28 号令和 5 年度推進委員等の利用の最適化の点検・評価について議案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 28 号令和 5 年度推進委員等の利用の最適化の点検・評価についてでございます。令和 5 年度の最適化活動について、活動日数、農地集積面積及び集積率、遊休農地の解消及び発生防止、新規就農者への農地の目標及びその実績をふまえ、各委員自らの自己評価に対して総会にて意見をすることとなっております。内容につきましては担当職員が説明をいたします。

事務局（井上 香）

議案第 28 号令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてご説明いたします。お手元の資料（別紙資料）をご覧ください。

まず、1. 推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価についてですが、こちらは各委員の方の活動実績と成果実績について記載されております。左の方から活動日数となっておりますが、こちらは令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの活動記録簿を集計し、年間の合計日数と月当たりの平均活動日数を算出したものとなっております。昨年度は月当たりの目標を 15 日と設定しており、非常に高い目標のためほとんどの委員の方においては目標の達成はしていませんが、委員みなさんの平均では一月あたり 13.3 日の活動で十分に活動していただいている状況です。右の方の表になりますが、成果実績として農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進となっております。こちらの目標につきましては、町内全体の目標値をブロックごとの農地台帳の面積で按分し、更に農業委員・推進委員の人数で按分したものとなっております。また、実績につきましては農地台帳からの数値を同様に計算し

て記載しております。次に下の段の 2・農業委員会による点検・評価についてですが、それぞれ委員の方について全体として標語が記載されております。これは国のガイドラインにおいて示されているもので、最適化活動の実施状況及び点検評価における達成状況に応じた点数が配分され、その合計点数によって決まっている標語となっております。半数以上の委員の方において目標に対し、やや下回る結果となっております。次に右の欄の方になりますが、こちらはそれぞれの委員の方の前年度の最適化活動において総会の中で点検・評価した意見を記載する欄となっております。

続きまして資料の 2 枚目です。令和 5 年度最適化活動の目標及び実績に対する点検・評価、資料 2 についてですが、三股町農業委員会全体の目標及び実績を示しております。左の欄の方から農地の集積や遊休農地解消の成果目標に対する実績、右の方へいくと最適化活動の活動目標に対しての実績が記載されており全体的な標語としては目標に対して期待通りの結果が得られたとなっております。以上、資料 1. 2 について簡単にご説明したところですがこちらをご確認していただき資料 1 の総会に出された意見の欄につきましては各委員の活動内容等についてご意見の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（溝口 良信）

ただいま、担当職員の方から説明を受けましたが、本来農業委員会として個人ごとに意見をするようになっております。時間の都合もありますので、特にご意見等がなければ全員前回と同様の形でよろしいでしょうか。

議長（溝口 良信）

それでは、ご意見がないようですので、ただいま協議していただいた内容を農業委員会総会の意見として付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 28 号令和 5 年度推進委員等の利用の最適化の点検・評価について、協議内容を農業委員会総会の意見として付することを承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 11 議案第 29 号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田 正人）

議案第 29 号農業振興地域整備計画変更（農振除外）についてでございます。内容につきましては、別紙農業振興地域整備計画変更（農振除外）について及び先日お配りいたしました資料の通りとなっております。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

農政企画係（大浦 英一郎）

今回は3件あがっております。案件番号2、三股町宮村字並木〇〇〇〇番〇〇、地目：田、面積：21㎡です。こちらは農振白地から農振農用地への変更となります。次に案件番号3、三股町大字長田字柳野〇〇〇〇番、地目：宅地、面積：605㎡です。こちらはすでに畜舎及び農業用倉庫が建築されており、用途区分の変更をおこなうものです。

最後に、案件番号4、三股町大字宮村川原田〇〇〇〇番、地目：田、面積：1,777㎡です。建設会社の敷地拡張による除外となります。こちらの案件はいくつか要件があります。

1つ目が農用地以外等の用途に変えることが必要かつ適当であって、他の土地をもって変えるのが困難であるとの判断です。今回は敷地拡張ということで、この場所でないとならば合理的な営業が出来ないという判断になっております。代替え地の困難となっております。

続きまして要件2ですが、農用地区内における基盤強化促進法による地域計画の達成に支障を及ぼす恐れのないことが条件となっております。地域計画の策定に際して支障のないことが条件となっております。以前お配りしている資料をご確認下さい。国分建設の隣接地であり、農振農用地のエリアにおいて一番端にありますので、特にここを除外しても影響がないと考えております。

続きまして、要件3、農用地区内における農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことですが、農振農用地は集団化されていて作業効率が求められますが、国分建設の隣接地であり、除外するに際して農作業には支障がないと考えております。

続きまして、要件4、担い手に対する農用地の利用集積する際に支障がないこととなっており、認定農業者や担い手の方が農地を集積する際にその集積の妨げとなる除外は認められないというところの条件があります。今回の案件に関しましては国分建設の隣の田んぼとなっておりますので、ここも大きな支障がないと考えております。

次に、要件5の土地改良に支障がないこととなっております。こちらは土地改良組合がなく、小中水利組合の方がこの地域の運営と管理をしております。そちらの方に意見書の提出等をお願いしているところですが、特段支障はないだろうとの口頭での回答は頂いております。また農業委員会の意見書と合わせて県の方へ提出したいと思います。

最後に要件6、畑地かんがい事業の整備地区の対象の土地のことです。畑かんの整備が終わった土地に関して、基本的に8年間は除外等開発することは出来ない事が決まりとなっております。この場所に関しては国、県等の事業は入っておりませんので対象外の場所となっております。ですので、問題ないと考えます。

以上が除外の要件全てにおいて問題ないと考えまして、作業の方に進めさせていただきました。

ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（溝口 良信）

ただいま説明をしていただきましたが、担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡 芳文）

案件番号 2 については 5 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をしました。現地はイタリアンの作付けがしてありました。今後売買をするにあたり、農用地でないとあっせん事業で売買ができないとのことで今回の除外の案件があがってきたようです。農地に関しては特に問題はないとの判断です。

案件番号 4 については 5 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をしました。水利組合の方も一番下側に位置していて、排水、用水路についても問題がないとの判断です。以上です。

6 番委員（溝口 良信）

案件番号 3 については 5 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。申請人は相続をした時にこの土地が畑だということが分かり、すでに畜舎と倉庫が建っている状況でした。申請人の叔父さんが近隣に 6 枚田んぼを耕作していてここを拠点に農業用施設として使用したいとのことです。土地の方も近隣の農地とは分離していることから問題ないと判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

これにつきまして、何かご意見、ご質問等ありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 29 号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について、案件 2 番から 4 番についての承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 29 号農業振興地域整備計画変更（農振除外）案件番号 2 番から 4 番について承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。5 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第5回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時30分